

作業仕様書

1 日常清掃

(1) 床清掃

ア ビニールタイル、磁器タイル、フローリング等の床は、隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター（ダストモップ）又は自在ぼうきで丁寧に掃き、集めたごみは委託者の指定する場所に搬出すること。

また、ビニールタイル、磁器タイル等の床は、床全体又は汚れが目立つ部分をモップで水拭きをすること。汚れが著しい場合は適正洗剤を用いて汚れを取り除くこと。フローリング等の床は、固く絞ったモップ又は中性洗剤を含ませた後、絞ったモップで汚れを拭き取ること。

イ じゅうたん床は、真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。

ウ 床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

(2) フロアマット

真空掃除機で丁寧に埃を取り除くこと。

なお、玄関ホールにあっては、冬期間、マットに雪がつまったり凍結したりしないよう十分注意すること。

(3) 扉ガラス（玄関ホール）

汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをすること。汚れが著しい場合は、専用洗剤を用いて汚れを取り除くこと。

(4) 什器備品（玄関ホール）

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

(5) ごみ箱

ごみの収集は、次の分別種類（深川市指定の分別方法）ごとに取りまとめ委託者の指定する場所に搬出すること。また、ごみ袋は透明、または半透明のものを用いること。容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。

- ・燃えるごみ
- ・生ごみ
- ・燃えないごみ
- ・粗大ごみ
- ・資源ごみ

(6) 金属部分（玄関ホール）

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

(7) 窓台

タオル、ダストクロス等で埃を取り除くこと。

また、階段部分にあっては、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。

(8) 扉・便所面台のへだて（便所・洗面所）

汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。

- (9) 洗面台及び水栓（便所・洗面所）
スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄の上、タオルで拭くこと。
- (10) 鏡（便所・洗面所）
適正洗剤を用いて乾拭きすること。
- (11) 衛生器具（便所・洗面所）
適正洗剤を用いて洗浄し、拭くこと。同時に金属類も拭くこと。
- (12) 衛生消耗品（便所・洗面所）
トイレットペーパー、ペーパータオル、水石鹼、ビニルゴミ袋等を補充すること。
- (13) 汚物容器（便所・洗面所）
内容物を収集し、塵芥処理場に搬出すること。容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。
- (14) その他（便所・洗面所）
水道蛇口、流水レバー、便座蓋フタ、汚物入れフタ等の手の触れる場所は、委託者が提供する塩素系漂白剤から調整した0.05%次亜塩素酸ナトリウム液(以下、「塩素系消毒液」という。)を用い拭き上げること。
- (15) 流し台（給湯室）
中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭くこと。
水道蛇口は上記塩素系消毒液を用い拭き上げること。
- (16) 厨芥容器（給湯室）
茶がら入れ等の厨芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄すること。
- (17) 手摺り等
廊下・階段の手摺り、各室のドアノブ、照明スイッチ、自動販売機の操作盤等手の触れるところは、上記塩素系消毒液を用いて拭くこと。
- (18) 机上清掃
会議用机、来客用テーブル・イス、窓口カウンターは、上記塩素系消毒液を用いて拭くこと。
- (19) 玄関周り（正面・裏口）
自在ぼうきで掃き、埃を取り除くこと。また、汚れが目立つ部分をモップで水拭きすること。
身体障害者用施設（スロープ、点字タイル等）は常に泥等の汚れを取り除き、冬期間は、雪が詰まったり凍結しないよう十分注意すること。
- (20) 建物外の敷地（駐車場等）
巡回して粗ごみを拾うこと。

2 定期清掃

(1) 床の洗浄

ア ビニールタイル等の床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機により皮膜表面の汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、床樹脂維持剤を塗布すること。

なお、床材の区分にかかわらず、机、脇机、ロッカー、裁断機、FAX機器、複写機、電源への接続のある電気機器など移動困難な什器・備品等の床部分は、清掃を省略できるものとする。

イ 磁器タイルの床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いて床磨き機により汚れを洗浄し、水拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させること。

ウ カーペットの床は、真空掃除機で丁寧に埃を取り除いた後、カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去すること。

エ フローリングの床は、自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、床に付着している汚れを適正に希釈した木製床専用の表面洗浄用洗剤を用いて皮膜表面の汚れを洗浄し、拭きを行って汚水や洗剤分を完全に除去した後、床保護材を塗布すること。

(2) 床の樹脂維持剤剥離作業

自在ぼうき、フロアダスター（ダストモップ）、真空掃除機で丁寧に埃を取り除き、剥離剤を用いて床磨き機により洗浄し、剥離状況を点検の上、水洗い、水拭きを行い、十分に乾燥させること。

なお、移動困難な什器・備品等の床部分は、剥離作業を省略できるものとする。

また、作業の実施に伴い発生した廃液は、関係法令に基づき処理すること。

(3) フロアマット

適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除くこと。

なお、適正洗剤を用いる場合は、清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させること。

(4) 扉ガラス、窓ガラス

ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去すること。

(5) 窓台

水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭くこと。

(6) ブラインド

適正洗剤を用いてスラット等を拭くこと。

(7) 換気扇（便所・洗面所）

換気扇下の床面を養生し、換気扇及びその周辺の埃を取り除いた後、換気扇及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上ること。

(8) 玄関周りは洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄すること。